

1. 件名：伊方発電所 1, 2号炉の廃止措置計画に関する面談
2. 日時：令和3年7月7日（水） 15時25分～16時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（※一部TV会議システムによる出席）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ実用炉審査部門

戸ヶ崎安全規制調整官、塚部管理官補佐、御器谷管理官補佐、
宮嶋安全審査官、藤川安全審査官

四国電力株式会社 原子力部 廃止措置グループ グループリーダー 他10名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

資料1-1 伊方発電所1号炉の海水ポンプ廃止に係る廃止措置計画書への影響について

資料1-2 2号炉海水ポンプから1号炉へ海水供給する変更工事等に係る既許認可等への整理

資料2 伊方発電所2号炉における原子炉補器冷却水冷却器の伝熱管の施栓工事に係る廃止措置計画書（本文六、七）への影響について

資料3 伊方発電所 使用済燃料運搬用容器（1号及び2号機共用）を用いた2号機漏えい燃料の3号機使用済燃料ピットへの構内輸送について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。
0:00:01	はい。
0:00:03	規制庁のミキヤです。
0:00:05	それではいかった 12 号炉の廃止措置計画に関する面談を行いたいと思いますので、まず資料の確認から、それから説明も含めて、四国電力さんお願いします。
0:00:17	はい、四国電力のコニシですとイケダの後任ということで、7 月からハード対応させていただきます。よろしくお願ひします。それでは資料の確認の方させていただきますと資料の方 4 種類ございます。
0:00:32	まず 1-1 ということで、伊方 8000 種伊方発電所 1 号炉の海水ポンプ廃止に係る廃止措置計画への影響についてというのが一つ。
0:00:43	続きまして資料 1-2。
0:00:46	2 号炉海水ポンプから 1 号炉へ海水供給する変更工事等に関わる許認可の等への等の整理ということで資料 1-2。
0:00:59	続きまして資料の 2 でございます。
0:01:03	伊方発電所 2 号炉における原子炉補機冷却水
0:01:07	補機冷却水冷却器の伝熱管の自然工事に係る廃止措置。
0:01:14	計画本文 67 への影響についてという。
0:01:19	ことですね最後に資料の 3 でございます。と伊方発電所使用済み燃料運搬容器 1 号炉及び 2 号炉、2 号機共用用いた 2 号機漏えい燃料の
0:01:34	3 号使用済み燃料ピットへの構内輸送についてということで、全部で 4 種類の資料ということで、こちらの資料に沿って順番に御説明させていただきます。
0:01:48	資料のほうへ等を確認されて貼り過不足ありませんでしょうか。はい。規制庁のミキヤです資料のほう問題ありませんで、今回資料 1-1、それから資料 2、資料 3 については前回ご説明いただいたところではありますけれども簡単にちょっとまた再度御紹介。
0:02:08	いただければありがたいかなと思います。資料 1-2 については今回新たに出てきた資料ですのでこちらについてはきちんと説明をお願いできればと思いますので、よろしくお願ひします。
0:02:19	はい、了解しました。それでは資料 1-1 から説明させていただきます。よろしくお願ひします。四国電力のオチです。資料 1-1 のほうから、ここで決めの走っていただきますと言うと概要のほうの説明のほうをさせていただきます。
0:02:35	いわゆるイケダ文書 1 号炉と 2 号炉のほう海水ポンプがございまして、ここの海水ポンプにつきましては、それぞれの号炉の原子炉補機
0:02:44	結局 P 冷却器リーグハッピーコントロールタワー空調用冷凍機通り海水を供給のお尻的でございます。
0:02:51	で、1 号炉の海水ポンプ。

0:02:53	ここにつきましては、使用済み燃料の搬出が完了しております。性能維持拠点としての時間のほうを終了しております。引き続き等とアメリカが定める設備として様のほうを行っておりますが、20歳の親族日伴い改定ぽんぽん中流量が大幅に減少しております。
0:03:10	ここでその他みずから定めるTPというふうにいました額の東端みずから定める的というのはこの下の資料のこの超えて説明をしておりますが、
0:03:20	一つ計画で定める性能維持鉄以外で事業者が発達段階のプラント議論必要な設備をその他みずから定める設備として本当にとどめていじれたいでございます。
0:03:32	データの読ませていただきまして、1号炉と2号炉で会計供給が必要な流量を合算しても、2号炉会計ポンプ1台で供給可能であることから、2号炉海水ポンプから1号炉海水供給する変更工事を実施し、1号炉海水ポンプの運用配置について考えております。
0:03:51	期末本資料の中で、その蒸気工事。
0:03:54	についてご答弁政治号炉2号炉の配列という区画。
0:03:58	への情報を確認することを目的と目的として本資料のまとめております。
0:04:05	2ポツ目1、1号炉及び2号炉の配置計画の影響の経緯というところでこちらずっと協の方で説明のして参りたいと思います。11ということで、ページ目のほうをご覧ください。こちらへと今回の工事のが根底となっております。
0:04:23	工事前というところが2ページ目の上側になるんですけど、現場1伊方1号炉2号炉海水ポンプがあってそれぞれ必要な補機に海底の方を送っているような状況になっておりますが、1号と2号炉について配管が繋がっているような状況ではございません。
0:04:39	工事事象のイメージになるのですか下側になりまして、
0:04:45	いことの海水ポンプ自体で使ってきたところで、十分供給可能であるということから1号の海水ポンプを配置して2号の海水ポンプから1号炉の、どう具体的に言いますとコントロールタワー空調用冷凍機本体みずから定める設備として実施しているものでございましたらそちらへ。
0:05:02	と海水を供給できるような改造工事を考えております。
0:05:07	もちろん工事の概要であります。次に、引き続きまして、3ページ目にあります昭一のほうをご覧ください。
0:05:15	こちら今回の工事で配達低角にどのような影響があるかというところをまとめたものでございます。具体的に影響があると考えられるところを説明いたしますと、まだ6と7の規定の実施関係のところ論点ありというところで、こちらについては後程別紙のほうで詳細、
0:05:34	説明させていただきます。
0:05:37	また本文の10のところ核燃料物質または核燃料物質によって汚染されたものが入っているところではこちらちょっと変更の方来て必要になっております。

	こちらは1号の海水ポンプを配置することになりますので、それとすることによって放射性液体廃棄物中の放射性物質の放出管理目標値、
0:05:55	変更が必要になりますので、本文のところの配置計画を変更を必要となります。
0:06:02	できます4ページ目のところいきまして、こちら添付のほうまとめておりますので、添付の3の配置計画に伴う被ばくの管理関係で説明書のところは、先ほど本部、
0:06:15	10のところの店舗になりまして、
0:06:17	ハイポイント配置となって放出管理目標値の変更が必要となるため、こちらは有効となります。本文の区域または性能の技術に関する添付運行説明書になりまして、こちらについては本文6-7との論点の整理もして、
0:06:32	検討が必要なものとなっております。
0:06:34	また資料1-1-1ページのほう戻っていただきまして、
0:06:40	本工事によりまして維持機能性能の
0:06:44	については影響は
0:06:45	ないと考えておりますが、下位ポンプの廃止に伴って配置管理目標値の変更が必要でありますので、それに伴って1項及び2号炉の配置計画の変更認可手続きが必要というふうに考えております。なお、本工事で2号の海水ポンプを1号炉と共用する。
0:07:02	本当に供与に当たるか否かについて論点がありますのでそちらの別紙のほうでまとめてございますので、今から説明をさせていただきました。そして下の5ページのところをご覧ください。
0:07:15	この5ページのところで配達計画の本文67のところ、どのように、どっかのところに記載の来配置計画への影響があるかないかというところをまとめております。
0:07:29	具体的には
0:07:33	チェック表のほうでちょっと御説明をさせていただきたいんでしょうの
0:07:38	18ページと8ページをご覧ください。
0:07:42	はい。
0:07:44	こちらの総会ポンプに係る配達計画への記載になっております。こちら本文6のところ、経営の維持的な設備として海水ポンプの方を記載しております。
0:07:55	で、
0:07:57	という中で1項で、設備時期の精米時間を記載しております。また本文7のところ、者の下線のところ聞いてるところになりますが、第6号体力低地用に示しての実力1行動及び設備並びにその性能並びにその低の育休期間について変更する場合を、
0:08:16	配置計画に反映し、変更の認可を受けるとしております。

0:08:20	つまりこちらの第 6. 使用の変更表の変更があるか否かがどういった計画の変更にあたるかどうか、破断位置になるというふうに考えております。
0:08:31	次に 9 ページ目の表 2 のところで、本当に伴う入った計画本文 6 の表への影響について整理のほうしてございます。
0:08:40	まず、上のほうから位置構造及び設備のところ
0:08:45	許認可通り期待以上より、本この改訂ポンプにつきましては、
0:08:51	海水ポンプ自体聞いて回動に資するものはございませんので、現状は建築許可及び工認に記載の事項的設備地表から変更なしというふうに整理しております。
0:09:02	意外とについてもいずれの変更ございません。維持機能につきましても、冷却機能の変更の方ございません。
0:09:09	性能については、普通の時点で改正を供給できる状態であることというふうにしてございまして、
0:09:15	どこの階ポンプにつきましては、時ボールの深い流量が減ったことによって負下流も供給先として 1 号炉のその他みずから佐田岬設備であるというコントロールタワー空調用冷凍機が過流量に変わったとしても、
0:09:30	貯留量に余裕があって定義し、維持設定改定を供給できる状態であることに変更はないため問題ないと成立長でございます。具体的には 10 ページのほうをご覧ください。
0:09:41	こちら表 3 と表み 4 がございまして表感が先ほど、
0:09:46	結局、経緯でコントロールタワー空調冷凍機 1 号炉のコントロールタワー空調冷凍機を経過するまでの負荷流量になってございまして。合計値が約 1800 μ h になってございまして 2. 500 以下となっております表 4 が
0:10:02	1 号炉のコントロールタワー空調冷凍機を追加したものとなっております。その他議でもええとか、2500 床となっており、性能に影響はないというふうに考えてございまして。
0:10:15	今まで 9 ページの小児のほうに戻りまして維持期間につきましては 2 号炉しようというふうに燃料貯蔵設備内の市長と現状の範囲とは完了するまでとしておりまして、こちらについても変更のございませんで、° 5 ページのほう戻りまして、
0:10:31	論点というところで、参考の A と 2 号炉の配置計画本文 67 影響の整理のほうで 1(1)の成分の影響については先ほど御説明した通り、影響ないと考えております論点だいたしましては(2)の 2 号炉海水ポンプの 1 号炉共用についてというところになっております。
0:10:50	こちらにつきましては原子炉設置許可及び
0:10:53	議長設置変更許可上、2 号の海水ポンプは 1 号と 2 号の共用設備としてございませんで。
0:11:01	い弁明と。

0:11:04	令和3年の1月26日に東京電力福島第2原子力発電所の配列計画の進歩なバレーボール環境についてコメントがございまして、設置許可工認で今日予定に神経
0:11:18	行ったアンケート設置許可状になった。
0:11:22	はいはいという段階によって設置許可を引き続き使用するという事で許認可温度期待というものであれば、共用することについて入っていく中で確認させていただくというふうにコメントがあったというふうに認識しております。大体計画本文の5第6.1に示す事項という設備は打上げか通りと。
0:11:41	来ております。
0:11:43	本校によって2号の海水ポンプ時頃と共用することとなるか否かと共用になる場合に許認可通り影響するか否かが論点と考えておりましてええと。
0:11:53	以下の三つの対策考えました。
0:11:57	解釈案1が共用に該当設備配置計画影響しないという解釈でございまして、本工事により、2号炉海水ポンプから海水供給先に追加を1号の蓋みずから定める機器のみであるとそんなみずから定め設備は自主設備であるため、この場合は号炉間共用見当たらずに仏教に関して、
0:12:16	はい、都市計画のいや影響ないという考え方になるものですので解釈案1につきましては供用に該当するが、開発計画影響しないという解釈案。
0:12:26	でございまして、2号炉海水ポンプから事項の説明会計を供給するための供給対象が1号炉のために定める設備だけであって、2号炉海水ポンプが1号炉との共用に当たり、新しいコードの開発計画に定める海水ポンプの維持機能及び経営側に影響しない範囲での変更で、
0:12:45	あることから、毎年計画が言う通りの範囲内であり、配置計画の供用にあたり初来計画への影響ないと整理したもので、解釈案3っていうのが脅威が移動し、廃棄物計画営業するという解釈になっておりまして、
0:13:02	改訂版の第1項の通り、2号炉海水ポンプが1号炉との共用にあたり、号炉間での共用は運転炉においては、設置許可及び設工認での記載事項であることを踏まえ、新たな共有化配達聞かいう、
0:13:15	許認可通りの変更にあたるという考え方でこの解釈案1、
0:13:19	その方弁閉公的に直させていただきまして、前回のヒアリングの際には解釈案1というところでちょっと判断の方いただいたというふうにちょっと認識しております。弁閉のヒアリングの中で、今回の工程について
0:13:34	改造し許認可通りというところも踏まえましてこういった恒設公安工認の状況だったり公認での系統機器の状況等を示して欲しいというところで宿題の方にいただいたと思いますのでそちらについて資料別紙のほうで説明の方。
0:13:51	ぜひまとめておりますので、説明のほうをさせていただきます。
0:13:56	次に資料1-2のほうの説明の達成をいただきました。

0:14:01	こちらの資料では改定本分今回の工事に係るIAEAと臨界の観点について、距離以下の観点で経理したものでございますが、2ポツ、許認可の整理というところで、本工事による影響として2号炉海水ポンプ及び追加で接続する海水系統配管の協議会ではとりあえず、
0:14:21	これについて警報してございますカッコ12号炉海水ポンプ強みが2km会計ポンプに係る期待を
0:14:29	教育表に示しております。これ表地方には3ページ目にございます。
0:14:35	こちら、
0:14:37	今回の工事によりまして玉田本部の方で決めさせていただきまして本項によりまして、2号炉海水ポンプの本体の変更なく、町民からもつたいないように、変更ないというふうに認識しております。本個人によって2号炉海水ポンプの供給先に1号の根本インチ号炉のコントロールタワー空調用冷凍機は、
0:14:56	追加となりますが、1号炉のコントロールタワー空調用冷凍機を通ったみずから定めてみたり、
0:15:02	海底分布のモール管理の教育見当たらず、許認可社町議会の影響はないと考えております。先ほどの資料1-1のAと開削1回ちょっと当てはまるのではないかと考えております(2)の1号炉及び2号炉海水系統配管の許認可の状況のほう決議させていただきます。
0:15:22	1号炉及び2号炉の工事計画書に記載のある海底系統配管の要目表と系統のほうを表3.2程度度の
0:15:31	系統分離について1都民示してございます。
0:15:36	はい。
0:15:38	で、
0:15:40	また本文のほう戻りまして、本工事による具体的な配管の撤去可聴域とちょっと現在詳細な仕様検討の方。
0:15:49	それで決定来ることを考えておりますが、海水程度上のところに接続した場合であっても、以下の考えで教育委員会も影響ないというふうに考えてございます。まず一つ目のか、ところでマルのところで、本工事により低下する、号炉間の接続配管については、
0:16:05	別紙のほうで復興にガイドをちょっと示してございますが、この復興に出席の要求するちゃいかぬふり組みかえて運用目標の変更ないというふうに考えております。この設工認ガイドで具体的にどのように記載があるかというところが、その分のところで、
0:16:22	書いてあるところなんですけど手話いかんなにつきましては、工認ガイドで9条運転状態工学的安全機器の作動状態または重大事故、
0:16:33	1Fの配管が属する系統に求め主たる機能を果たすために困窮が流れる配管というふうに定義をしております、本工事計画する配管を通ったみずから定

	めで責任転移へ供給する配管であることからしちやいかんの定義当たらないというふうに考えてございます。
0:16:51	また時系列的再開の規定を追加する場合であって、結構みんなガイドで結婚字区域は容器、
0:16:59	取り替わった影の追加であり、要目表への変更ないというところもありまして、こちらについても公認会計士の方に記載のほうありまして、また、主配管というのは、
0:17:16	YKTの社員期間というのは、実用発電用原子炉及びその附属施設が技術基準に関する規則に定義されるクラス 3 館でありまして、鎌倉パン間の堰につきましては 4 億円の記載を先ほどされてございませんので、こちらこのような観点から、まだないな。
0:17:34	ここに書いても、今のところ主任会議の影響なのかなというふうに考えてございますので、3 ポツのところでは本工事等に伴う放出管理目標値変更についてというところで、こちらにつきましては前回の閉閉器に 1 号の海水ポンプを配置することで、
0:17:50	1 号炉から排液の法律がなくなるというところで構築物機器を液体放射性廃棄物のほうではなくなるというところで、そのようなところにまた工程になるのかというので、ちょっと
0:18:06	地区内をいただいてまとめたものになってございます。こちらへと放出経路の概要のほう 13 というところで、11 ページのほうに示してございます。
0:18:15	これちょっと点々のほう見にくいのですが一番大きく囲ってある破線のところが、12 号 1 号共用の範囲になってございます。で見てん。
0:18:26	多点で囲ってあるあの廃液蒸発と 1 号炉側の排基準表つと会計ポンプが含まれてあるところが今回の配置する範囲になってございます。今回この受 2 点鎖線のところ、廃止した場合におきまして上のところがございます。号炉間の接続、
0:18:43	廃液貯蔵タンクの 1000 どこに号炉間の設定がございまして、こちらにあるものでございまして、そちらのほうで富号炉側に移送してみ号炉側から
0:18:56	スポーツ以降のほうへ補正といった廃棄物のほうへと導くことができますので、工事等をやったりと許認可の変更なく、運用の運用の変更でご質問可能になってございます。
0:19:13	デート本文の 2 ページ目のところ戻ります。
0:19:19	先ほど石英しますよねと今回の 1 号の海水ポンプの配置に伴いまして放射性液体廃棄物の放出経路に係る工事の方法必要となっております
0:19:30	資料 1-1 ができるのいたしましたが、会計ポンプの廃止に伴って復水器冷却水等の量が減少するため、いかにも局振興が必要となってございました。

0:19:42	また1号の海水ポンプは衛星のジーテクトとしての維持期間が終了してございますのでその背景に伴って近く、今日は必要ございません。以上で資料1-1と1-2の説明を終わります。
0:19:55	はい。
0:19:57	はい、ありがとうございました。これは規制庁のミキヤですがけれども、これは一つ一つ区切って進めるということで、前回と一緒によろしいですかね。
0:20:07	資料1-1-1-201回コメントいただければと思います。はい、わかりました。規制庁のミキヤです。一つちょっと認識が違う点があった他の異議思うので確認をしたいんですけども、
0:20:24	資料の1の
0:20:27	1、
0:20:29	要は、6ページ目で解釈案が123と前回お示しいただいて、前回の面談の中で、解釈案①ということで、認識を共有した的な御説明があったように思ったんですが、私はちょっとそういう認識は全くなくて、
0:20:50	あくまでも前回共用に該当するとか廃止措置計画に影響しないという話は、
0:20:59	来許認可通り、
0:21:02	の所性能維持施設に書いてある既許認可通りのところで過去に丈許可なり工認なりで、その記載が今回の工事どう変わってくるかというのが大事なポイントだったので、まずそこんところを確認の上、
0:21:18	そこで変更あれば、当然、変更申請必要ですよねと。
0:21:23	いうところでまずそこんところをきちんと説明いただかないと。
0:21:27	何ともそこは、
0:21:29	認識共有できませんねという認識だったんですけども、そこは違いますか。
0:21:38	答弁職電力の時価前回ちょっと経緯をちょっとプレナム解釈配置というところでちょっと科医解釈1かなというところで回答のほうありましたので、継ぐ先ほどのようなことを述べさせていただいたところで、確かにあると。
0:21:55	ミキヤさんの方からの事例の沈下の状況等を確認して欲しいというところで、資料1-2のほうよいしょの方たちいただきまして福井の方たちからいただいたというところでございます。
0:22:08	それで、規制庁のミキヤですがけれども、そういう意味で前回の段階では、今、
0:22:15	解釈案①というところまでは特に答えは出てないなくて今回資料1-2で、
0:22:23	改めて、そこら辺の聞いて許認可の記載ぶりというのを御説明いただいて、今の御説明の中では特に変更は、
0:22:32	要目表の変更なり、今回の工事に伴ってですね、許可の事項に変更はないというのを今回御説明いただいたのかなと思っております。
0:22:42	それから二つ目の確認なんですけども、11ページ目ごめんなさい、資料1-2-11ページ目なんですけども。
0:22:51	ここでずっとあい。

0:22:53	大丈夫ですか。
0:22:56	図3のゴールデンの接続括弧既設って書いてあるんですけども、資料1-1でいう公開の工事、2ページ目資料1-1-1と2ページ目、ピンク色のところが、
0:23:12	要は工事を伴った配管の接続工事があるのかと認識し、
0:23:19	ピンクのところを接続するっていう意味ですね。
0:23:22	てたんですが、この話と、資料1-2の先ほど申し上げた11ページ目の56接続各国施設っていうのは、これは同じものを指しているという理解ですか。
0:23:34	協議沖縄と同じものではなくてでございます。ございません。こちらの排気も系統になってございまして、今回、前回のミキヤの方から報告を確認。
0:23:49	市長欲しいところいただいてもええと1号炉の会計ポンプを配置していると排気のほうの放出経路。
0:23:57	問題がないという問題では工事等をどう行われなかったかというところをちょっと宿題としていただいたというふうに思いますのでそちらを示したものが、こちら13になってございます。なるほど。1号炉側から2号炉へ排水できる。
0:24:14	液体廃棄物ですね。
0:24:16	それはできる接続ラインはありますよというのがこちらの図3の話なので、資料1-1-2ページ目で言ってるピンクの接続工事は全然別の話ということでですね。
0:24:29	はい。
0:24:31	ロッカーにいました。
0:24:35	あともう1点確認なんですけど、資料1-2で、
0:24:42	4ページ目5ページ目6ページ目7ページ目、それから9ページ目10ページ目と赤と青で色分けして今回お示しいただいたんで、要目表なり、
0:24:54	はい、そうですね、赤と青でお示しいただいてるんですけども、1号炉で言うところの赤字が本文事項のかつ今現時点でも性能維持施設として管理されているもので、
0:25:11	アオノところが設置許可なんだろうと公認をとって、
0:25:17	以前は設置されたものだけでも自主設備のその他施設として今管理されているというのが青、そういう理解でよろしいですか。ちょっと説明取り入れなかったんですけど、この赤と青の使い分けているところはですが、赤という
0:25:36	この系統分、具体的に図1と図2の系統分離示す上で、赤のところはそのまま入れるんですけどあのところはTBL発電機になってございまして、この右グラフ勉強中の詳細な系統とか、それともお示しできないので、
0:25:52	青で囲っているというところでもございまして経営のETFとか相談みずから設置というところで区分して
0:26:01	いろんなにしているものではございません。
0:26:03	簡単にも、

0:26:06	赤も無料とも全体の限度が来巨大工認で4目標に入ってる設備が片方で塗られているというふうに認識していただければと思います。
0:26:16	規制庁のミキヤです。そういうことですんで。
0:26:22	になる方等は、いや、ちょっとこれが資料1-1と繋がってんのかと思ってですね、性能維持施設とその他施設のこれ空気区分していただいたのかと思ったんですが、デートDGだけを青に塗ったというのを所DGだけを示したって何か。
0:26:41	説明に関係するんですけど、個別に説明に関係するものではございませんがmg以下の要目表のほうで言いますとリーダー勉強中にもいろいろ
0:26:53	油冷却器だったり、いろいろございますとちょっとそのところの系統という方がお示しできないので、
0:27:00	大きく見れば示したというところで、特にそこまで深い意味があるものではございません。
0:27:10	うん。わかりました。とりあえずわかりました。はい。
0:27:14	そのほか、
0:27:15	はい。
0:27:17	はい。
0:27:30	原子力規制庁のトガサキです。7月1日から着手しましたので、よろしくお願ひします。ちょっと前回のヒアリングとか参加しなかったんで、ちょっと資料1-1の
0:27:45	先ほどの
0:27:47	6ページの案12。
0:27:52	のちょっと違いですねそれをちょっと確認したいんですけど、出会い案の1-2の値が今共用に該当するかしないかっていうのが違うと思うんですけど。はい。これはこの共用というのは、
0:28:09	どういう観点でそういう該当するとかしなくたっていうのを
0:28:18	事業者さんとして考えられてるかっていうのをちょっとまず教えてもらいたいですけど。
0:28:29	うん。
0:28:35	設定とf四国電力の沖です。解釈案の1のほうでございますと今日曜日については、
0:28:44	性能維持施設。
0:28:46	供給先が性能維持率であるかどうかというところは、共用の
0:28:51	それはどうかというところが判断基準になるかなというふうに考えてございまして、今回の件でございますとイコールの海水ポンプから1号炉のその他みずから定め切りピーツ供給するという所レポートのために、

0:29:05	定める決議というのは入ってきて計画に対するレポートでの実績はございませんので、共用に当たらないというふうに考えて。供与に該当しないというふうに考えたものでございます。
0:29:16	はい。そういう意味で、
0:29:19	共用というその言葉です言葉は何か
0:29:24	法令上の言葉とか、あとそれを教養っていう可能要員に対するその要求事項とかですね、そういうのを念頭に置こうかれて考えられてるんですか。
0:29:39	おっしゃっております。
0:29:42	解釈の策定について確認したいと報告ミキヤ施設、
0:29:53	時ネットマの共販事業は先ほど、
0:29:58	ちょっと述べさせていただきましてその他短くだから関係ないというところもあったり、大変に号炉間だったり説得するのであれば、共用というところというのがちょっと声がちょっと明確でないの今回ちょっとそのところ解釈案というところを示させていただいて、ちょっと
0:30:14	確認させていただいたというのがこの資料の経緯となっております。
0:30:18	調達がこの共用のところを5ページのそれぞれの論点というふうにされてるんですけど、要はガラスに2号の海水ポンプを使って、その1号の
0:30:33	一応その機能を果たすってそういう意味であれば、それは共用という言葉だことだと思うんですけど、そうではなくて、共用に当たらないっていう整理をする必要性が
0:30:51	どういう観点で必要なのかっていうのがちょっとわからなかったんですけど。
0:30:56	例えば共用に当たると思う。その炉規法上、
0:31:01	なんか
0:31:03	その建設工認が必要ないからだから、共用という言葉の定義をちゃんと整理したいということなのか。
0:31:11	別にそこは労基法上の整理ではなくて、一般的に共用っていう考え方を整理したいというだけなのかっていうのがちょっとわかんなかったんですけど。
0:31:26	当然四国電力の浅野四国電力のオチですけど、確認させていただいた意図としましては、土地計画の今後このような工事を実施したITbookも変更していたことになるんですけど、そのためにこの本文6と。
0:31:45	6点の変更事項となるかどうかというところがちょっと不明確でございますので、今回この供用というところがどうなるかっていうのを確認させていただきたいというのが目的でございます。
0:32:03	すぐ本文6.8ページのところですよね。
0:32:10	いう8ページのところで共有とかって言葉って特に出てきてないですよアスタリスクでは3号炉との
0:32:18	話はありますけど。
0:32:22	ここで何か今日供用中の何か提示する必要ってあるんですか。

0:32:33	はい。
0:32:34	すみません伊方発電所のタカギですとちょっと発言させてもらってよろしいですか。
0:32:41	どうぞ。
0:32:42	のご質問ですね、
0:32:47	挨拶系航空の中で基調に稼働表というふうに考えていますけれども、設置許可であるとか、こういうで号炉かも。
0:32:56	先ほどのものは共用にするということになってございます。それあの、外国で限るわけではないんですけれども、関連としてそういうふうに許可とか、こういうふうに書いてきたというところがございまして骨の供用を許可基準の 12 条の中で、
0:33:14	共用に関する条件と書かれていますけれども、ここにできる供用限り順序でいる教員に解決するのであれば、本店のであればですね、許可とか工認に明記しなければならないという理解のもとで、それに相当する行為であればあい措置計画でも一挙に稼働に影響するのではないかと。
0:33:34	いう思いから赤穂指をさしていただいたというところでございますので、鉄塔の開拓は 1/さあそもそも性能維持施設ではない自主設備を追加する話なので、共用に当たらないのではないかとという案を
0:33:51	解釈案 1 でそうではなくても何でもねえつつないでおくのであれば協力というのが解釈ありということで、いろんな閉じましたというものでございます。
0:34:06	数は、そこを今回明確にする必要があるのかなんですけど、
0:34:14	おっしゃられるように、
0:34:17	以上規則のその 12 条とかの教養っていうのはその運転を前提にした共用だと思んですけど今回その廃措置を行っていて、それで性能維持施設からその受注
0:34:33	設備に関わるようなものをここでそれもその供用のを対象になるのかどうかです、そうそういうのを
0:34:43	先ほどの規則の共用という言葉の定義と照らして整理する必要があるのかっていうのをちょっと確認したかったんですけど。
0:34:56	で、我々共用ではないのではないかと思っているのがあるんですけども、万一、共用に当たるとなるとその既許認可通りに影響を受ける恐れをも
0:35:09	それは先ほど申し上げた通り、
0:35:11	設置許可とか工認では共用にすることになっているので、共用と書いていない機器許認可に対する影響があるととらえることを
0:35:26	考慮してこういう議論をさせていただいているというもので、
0:35:33	先日、
0:35:35	ちょっと 1 回確認したいんですけど、来きい許認可通りっていうのは、既許認可では共用になってないってことですか。

0:35:46	その通りですから、既許認可では、今日共用になってないから、今回廃止措置で共用と整理すると、このキー許認可通りにならないからってというそういう理解ですか。
0:36:01	官等そのような可能性があると思って論点に挙げていて、
0:36:10	大きく変わりました。
0:36:12	そうするとじゃあ今日は共用でないっていう前提で、今日の御説明に繋がるっていう候補ですか。産業でテーマ1施設、
0:36:25	同士のものを全く取り扱いが違うと思ってしまして、その他みずから定める自主設備の接続ということで、基準規則が4号炉いわゆる共用ではないだろうと我々は考えているという。
0:36:40	わかりました。ただそういうことであればその運転中の規則の共用ではないと思うんですけど、建機認可通りってというのが読めると思うんですけど。
0:36:55	今度は除灰装置の中で、実際に
0:37:01	いずれにゴールのものを1号口を使うわけですから、そういう意味での今日、それをなんていうものかわからないんですけど、そういうものを使うってことで、
0:37:15	考えれば、
0:37:17	そういうのが該当するという考えでよろしいですか。
0:37:23	今そういうというのがさせるところが非常に難しい御質問いただいたように感じましたが、
0:37:33	Issue設生き物に設定している自主設備に供給をするということです。それを
0:37:42	これで取り扱うワークというのは、今のところないかなと思っていますし、来少なくとも緊張が影響するものではないだろうということまでが確認できれば、今回の議論としてはいいのかなと思っています。ちょうどちょっと気になったのはその給付
0:38:00	その一案ですと、共用供用ではないってということで整理されているので、おっしゃられるように運転中の共用ではないと思うんですけど、その廃止措置中に2号炉のものを1号炉で
0:38:18	そのために使うってことはやられるので、それを築く共用じゃないっていうふうに言ってしまうといいのかなってというのがあったので、
0:38:26	そういう共用の意味ですね、意味ってというのが何か幾つかあるのかなと思ったので、ちょっとそういう整理をちょっと確認しました。
0:38:42	右側が今回の議論で必要なのは、既許認可通りという廃止措置計画の記載に対してそれに影響を及ぼすか否かという観点が議論すべき点だと思っております、
0:38:58	要するに営業がないというものを確認できればそれでこの議論としてはもう終わりかなと思って。
0:39:05	おります。

0:39:06	そこから先は整理学というのはあまり結果に影響しないところから、
0:39:13	乗っかりますじゃそうしたら景況民間の供用には該当先生とかそういうことで、
0:39:21	整理すればよろしいですかね。
0:39:23	そういう理解しております。はい。
0:39:37	すみませんちょっと規制庁のミキヤですけども前回この共用のところはあまり議論なくという理解ではちょっと今回、
0:39:48	改めて、今 12 条設置許可基準規則の 12 条の話なんかも踏まえて値になっているのは、12 条の 7 項に、安全施設が 2 条の原子炉施設と共用して相互に接続する場合は、
0:40:05	施設の安全性を損なわないものでなければならないと。
0:40:09	こういうことで共用の話もあるんですけども、
0:40:14	今回の
0:40:16	この工事。
0:40:19	具体的に言うところの海水ポンプは、
0:40:23	一応 2 以上の原子炉施設と共用をして相互に接続するということになるんですよね。
0:40:35	ちょっと確認なんですけれども、
0:40:37	それを我々の理解は共用せずにその接続をするものだというふうに
0:40:45	そこはどうすればそう読めるか。
0:40:50	共用せずに相互に接続するパーツと評価結果 77 条の 7 行きゃあペット共用または相互接続と書いていますけれども、共用と相互接続っていうのは別物として取り扱われています。それは我々の設置許可でもそうです。
0:41:08	共用せずにソガワ属するものというのは病院に本店の例もたくさんありまして、その他部位かなと考えています。
0:41:21	共用ごめんさもう 1 回ちょっと今確認を急い共用して、
0:41:27	例と申す相続そこに接続されてないものはいっぱいありますと、あそこはわかりました。
0:41:33	ただ、ごめんなさい共用して、
0:41:38	この共用に該当しないというのが今ちょっと関わってくるぐらい申し上げている。次だから、例えば基本共用というのは、基準上必要なものの共用だったと我々は理解を
0:41:55	全員で廃止措置はBMは性能維持施設℃を強要するのであれば、共用に該当する。
0:42:03	かなと思いますけれども、今回は、
0:42:06	その他みずから定め設備だけを接続するものですので、基準規則化いう共用ではない、単なる相互接続と理解をしています。
0:42:18	規制庁のミキヤです。そうですねそういう意味で、性能維持施設であれば多分もう論点なく、それは供用にあたるでしょうということだと思っておりますけれども、

	今回の込まコントロールタワー空調冷凍機というのは、保安規定で定めるその他みずから定める設備。
0:42:36	に位置付けられていて、確かに性能維持施設ではないんですけども、
0:42:42	今期定常もまだ
0:42:45	縛りがかかっている、かつそれが元を出せば設置許可なり工認終えて、
0:42:54	作られた設備という観点ではまだ来精神を継続しているということとは言えないかともいえるんじゃないかと思ったんですけども、従って共用という位置付けてそのまま残るんじゃないかと思ったんですけどそこはいかがですか。
0:43:11	本規程がいろいろその他みずからこれは学校のっていう、
0:43:16	だけだと思っていて何がその他みずからかというのは、我々が勝手に
0:43:24	明日開催できるものだと理解してそこに路線資料とは思って。
0:43:29	いないんですが、
0:43:32	その他みずから定める設備というのは廃止措置計画上で具体的な設備が明記されているものではありませんけれども、下部規定そこで定めてますよね。
0:43:45	はい。
0:43:47	我々が自由に。
0:43:50	勝つこともできるし、減らすこともでき、
0:43:53	でも、
0:43:55	そのうちの冷凍機を開始しようと思えば廃止できるもの。
0:44:00	令和で、これは今便利だから持っているぐらいなものなので、
0:44:05	それを今日おそれの供給が基準局の
0:44:11	この供用の議論に持ってくるものではないだろうと思っているんですけども、規制庁ミキヤですけど今私が伺いたかったのは、この
0:44:23	12条7項に照らして、性能維持施設だから共用という話は別にそこまでここに規定されてなくて、自主設備のうち、位置付け実施設備であっても、保安規定で管理されてるような
0:44:41	設備については、共用等書がなくてもいいと思う。ここには明記されていないので予定事業者さんとしてどう考えたかっていうのを確認させていただきたかったんですけども、みずから定める設備で浮かぶ基本規定の下部規定であれば、
0:45:00	そこは、
0:45:02	自由に、事業者みずから社内決定できる設備の出し入れができるものなので、従って、設置許可工認終えて察知した設備であってもその他施設に入った。
0:45:19	いや、設置許可工認で言うところのキー許認可通りみたいなものは枠は外れると、そういう御説明ということでよろしいですか。
0:45:31	はい、私どもの理解をそういう理解でございます。

0:45:35	国立わかりました。はい。
0:45:39	あそこ規制庁ツカベですけど、こういうについての定義そのものはあんまり本質的な議論ではないなと思っているんですけど、やはりその共用というっていう一般ワードとして多分今回やってることって、
0:45:55	共用になると思う一方てますって、実際その基準貯蔵へ向かってのはまた別途あって、
0:46:02	安全施設の供用を教養として配置措置計画でもそういう審査をするということ は確かに
0:46:11	オプションもあるなと思ってるんですけどちょっと用語の使い方で共用ではない というのをちょっと御説明いただくと、ちょっと事業者さんみずからも舌をかむと いうか、同じものを法
0:46:26	一つのものと同じアフタータック二つのプラントで、
0:46:30	使うことに関して、給与じゃないですよという説明ちよとしたをかむんじゃない かなと思っています。先ほどの
0:46:39	12条の解釈側でも共用化相互に接続かという話ありましたけど、
0:46:45	海水ポンプを相互に接続というのもちょっと意味的にはわからないので共用と して定義は出てるのは多分この12条の解釈で書いてあるもので、そのイケ ダして読んでも普通に両方で使うものは供用だよなというふうに
0:47:03	読むのが普通ではないかと思うんですけど。
0:47:08	その辺りこれはあんまり本質的な議論じゃないという最初の話戻っちゃいます けど。
0:47:13	事業者さんとしてどうお考えでしょうか。
0:47:18	一般コール
0:47:20	そして共用という言葉で花輪を
0:47:24	あらゆる
0:47:26	そうかもしれないんですけども、
0:47:30	それを我々のちょっと資料がそのあたりを曖昧にしたし、書きぶりになってしま ったというところがわかりにくいところ。
0:47:38	かなとは思いますがけれどもそこはまた比率資料として、
0:47:43	でしますときには、3月中旬と思いますけれども、
0:47:49	アイソレオチ本日の主題である埋設計画の変更に関し形での取り扱いという観点 での基準規則が夜海脚つきの共用化を議論をさせていただこうということで、
0:48:04	そういう議論をしていくということです。さっきやってませんが使い分け場所そ れには安全施設の共用という概念で共用というふうに使われてますということ だったのがいいまして、そういうとその、例えば資料の1-2で、
0:48:20	その筆頭2ぽつ(1)の
0:48:24	ところとか、
0:48:27	下から3行目辺りに

0:48:30	配付ポンプの号機間で共用に当たらせて括弧書きで書いてますけど、そのあとに共用に関してとか言ってるのはこれは相互に使うという意味でもみずから共有という言葉使ってしまったのでやはり
0:48:45	下をまたお釜ざるを得ないというか、その辺は使い方を気をつけていただければと思います。
0:48:54	おそらくいろいろ通りかと思えます。ありがとうございます。次回、
0:49:01	おそらく出す機会はまたあるかと思いますが、その際にも少し言葉使いを追加している。
0:49:08	はい。
0:49:09	そうはいそうですね後、今回面談という形でやらさせていただきます。だけど、何となくこれやっていくとその中身がこれで妥当だということまでいってしまうので、どこまでがこういう面談で続けていいかっていうのは、議論としてあると思います。
0:49:27	以上です。
0:49:44	すみません、四国電力の寄付今日も資料2のほうを御説明させていただいてよろしいでしょうか。その件ですか。
0:49:50	閉めて、
0:49:56	機器、
0:49:58	規制庁の三木でちょっとお待ちくださいませ。
0:50:01	はい。
0:50:01	いや、
0:50:04	はい。
0:50:07	規制庁のトガサキですけど。
0:50:10	よろしいですか。
0:50:15	太陽熱お願いします。今の資料1-11-1と2については、
0:50:23	これはいずれにしても、その放出管理目標値のほうは変更されるということなので、その申請はしていただけるのかなと思ってるんですけど、先ほどの
0:50:37	その共用部分の話についても、この行政相談というよりは、その申請のところで説明していただきたいと思いますので、それに対応していただければと思います。以上です。
0:50:58	ここで極度おつオチです。オチられた通りどのみちを今回の工事することになりましたら入って計画の変更申請の必要となります。またその際には御説明のさしていただければと思います。
0:51:10	よろしくお願いします。
0:51:16	規制庁のミキヤです。それをちょっと時間も押してますので資料2と3については先ほども申しあげました簡単にちょっとご紹介だけいただければと思いますので、よろしくお願いします。はい。

0:51:27	はい、四国電力のオチで資料 2 のほうで御説明をさせていただきます。まず概要から言い方面積ゴールの性能認識がある。ある原子炉補機冷却水冷却器につきましては、点検の結果表示まして、予防保全として電力からセブン銀行と行う可能性がございます。
0:51:46	ええとコンペ程度本工事がといから文章の 2 号炉の廃止措置計画に影響があるかどうかについて、本資料のほうでまとめてございますので、
0:51:57	毎年計画本文 67 今影響についてというところで論点がありますので、こちらについては、除灰本文 6 のところと、表 1 のほうにまとめてございますので、こちらもちょうと説明させていただきます。
0:52:13	表中のところが言うと、原子炉補機冷却水冷却機に係る本文 6 記載になってございます。先ほどの海水ポンプの同じようなところでデジ構造及び設備維持機能性能維持規格の記載のほうしております。次へと表 4 ページ目のところに表示というところで、
0:52:31	除灰閉じ計画の先ほどの本文 6 の今日の記載項目と本工事等の影響について、県のほうしてございます。
0:52:41	1 コード予備的にのところにしましては許認可通りと期待してございまして、本工事突然のほう、実施主体につきましては、設置の工事計画に記載の設定に管理及び熱面積が
0:52:56	変更となりますのでここは論点となります。もちろんその本部のほうで説明させていただきます。具体的に申しますと 55 ページ目のところになります評価のところ原子炉補機冷却水系冷却に係る工事計画のほうの記載になってございまして、こちら上のところにあります設計熱交換量でありますしたり、
0:53:18	そこをやっぱり少しちゃんと※熱源堰のところの跨ぎが変わるので、
0:53:25	いうところでちょっと論点の報道をさせていただいております。次の指示台数のほう一期からこの方ございませぬ。維持機能についても、冷却機能から変更ございませぬで、性能のほうにつきまして、
0:53:38	まで熱映像性能としての記載といたしましての人意義設計冷却水を供給できる状態であることとしておりまして、必要な性能を維持できる範囲での伝熱管の説明につきましては、問題はないというふうに同性能の記載に変更がないというふうに考えております。
0:53:56	企画につきまして、変更の方ございませぬで先ほど申し上げました 1 項及び設備のところの° 論点のところについて御説明させていただきますと 1 ページのほう戻りまして、
0:54:09	2 ぽつ入った時計画本文 67 への影響、括弧論点のところの(1)のところをご覧ください。時コード及び設備設備への影響についてというところで、
0:54:21	時計画本文 6 台、6 ページに示しつつ、1 項という設備は許認可通りとして記載のほうしております。本校によって先ほど説明しましたように設計熱交換量

	及び連結業績を下回る可能性がございます。この場合に許認可通り影響するかどうか否かというところが論点と考えておりまして、
0:54:40	一つ解析のような販売しました。それから換気のところが入ってつ計画影響しないというところに行ってくださいまして入った計画に定める時期のB系の切らして影響のない範囲での変更であることから、配置計画がゆっ読み方の範囲内であるという考え方。
0:54:57	会長に御配当し計画影響するという解釈案ということでございまして、設備設置時の工事計画の記載事項の変更は生きるとしていかがいう許認可通りの変更にあたるという考え方というふうなチェックをどう説明をさせていただきます。弁閉説明させていただいた際には、
0:55:16	海脚付近のところで、響か通りのところから変更があるので、変更ではないかというふうに解釈をいただきました。(2)の西南の影響については先ほどご説明させていただいており、全部
0:55:33	面積を
0:55:35	全面的な設備については、性能影響がないため影響がないというふうに考えてございます。以上御説明になります。
0:55:47	はい、規制庁のミキヤです。御説明ありがとうございます。今回資料は特に変更ないということですね、前回から、
0:55:57	はい。変更ございませんで今御説明の中にもありましたけれども、既許認可通りと典本文6号の性能維持施設の表には書いてありますけれども、その大きい許認可通りというのは、この5ページ目で記載いただいた要目表なり、
0:56:14	で書いてある今回設計熱交換い量とそれから電熱面積がそれをタグ徹底を書いてある事項に変更が生じるので、その大元に書いてある数字に変更があるのであればそれは既許認可通りとしても変更不值する。
0:56:34	いうところは、私どもとしては特にあの考え方は変更ないかなと思っております。
0:56:44	ので。これはいいとそちらの仕様変更なく、こちらの考えにも変更はないかなと思えます。
0:56:52	はい。
0:56:53	答弁了解いたしまして、性能のほうに問題がなくてもそっちの説明なりして、工事計画に変更があるようであれば、こちらも、
0:57:04	一つ読み方を進行にあたるという認識だと理解いたしました。
0:57:09	ちょっと前はあまり議論してませんが、その性能に影響がないというのは、
0:57:18	あれですよ性能の
0:57:21	ウランというのは、しょうか。ごめんなさいしょうというのは位置構造設備のところに記載するとなっていて、その仕様に対して、既許認可通りという既往認可のいわゆる

0:57:35	これまで来許認可で縛っていた性能というのは設計、設計につこう完了であり、伝熱面積であったわけですね。
0:57:47	はい。
0:57:49	新たに
0:57:53	2 ページ目で書いていただいた熱交換容量の伝熱容量キロカロリー/hというのは、
0:58:01	これはどこにも工認上は出てこない数字という理解でよろしいですね。
0:58:07	はい。
0:58:10	/sec程度取得できる工程でずっとその議会でも問題ございません。すみません四国本案件イケダです。さっき言われた設計熱交換量とか伝熱面積っていうのは、
0:58:24	機工 2 の要目表に出てくる数字になりますので、線が進むことによって、そこに影響は出てくるというところがあるので、廃止措置計画の変更が、
0:58:40	京都というふうな判断かと思ってるんでちょっと今言ったことが違うかなと思ったんですけどいかがでしょうか。はい。
0:58:49	そこがもう変更がございません。あくまでも工事計画本文で、
0:58:53	書いていただいた内容に変更が生じるのであれば、そこは性能維持施設の使用にも変更があると聴い許認可通りが変わってくると、具体的に言うんですね。
0:59:05	というところの変更はありません。
0:59:07	了解いたしました。はい。
0:59:15	はい、じゃあ次よろしいですか。
0:59:27	資料 3 に行きましょうか。
0:59:33	はい。
0:59:35	生命失礼しました。四国電力タニグチです。
0:59:40	資料 3、伊方発電所聞こえておりますでしょうか。
0:59:44	本当に聞こえてます。
0:59:49	聞こえて好き思っていた。
0:59:52	もしもし
0:59:55	障防法タニグチです。はい。をもって聞こえてますでしょうか置いてます。ご説明いただいています今。
1:00:03	はい。今、
1:00:05	読み上げとりましたが、じゃ、ちょっと最初からすみませんなんか多分途切れたかと思えます。すみませんはいえっと資料 3A で伊方発電所使用済み燃料運搬用容器を用いた 2 号機漏えい燃料の 3 号機使用済み燃料ピットへの
1:00:21	同じようについてということで、前回の面談を踏まえて、まあ漏えい燃料の輸送の対応方針について御説明させていただきます。

1:00:30	まず初めに、日片づい 12 号機の鎮目のピットにはですねへと漏えい燃料が山体ございまして、こちらの漏えい燃料につきましては、シズメ燃料運搬用容器の以下構内早期といいます、こちらを使用した 3 号機への構内移送検討してございます。
1:00:47	現在使用している構内輸送容器につきましてはですね、健全な燃料を収納することを前提とした工事計画の認可を取得してございます。このため、
1:00:57	漏えい燃料を収納するにあたってはですね、そういった安全性についても別途御説明させていただきたいということでの廃止措置計画の中で御説明させていただければということで御説明させていただきます。
1:01:11	まず日本通知 2 ポツの現在の状況につきましてはですね、2 号機の所済み燃料につきましては排泄計画に基づいて、第一段階までにロック再処理工場、
1:01:22	後々 3 号機使用済燃料ピットまたはが現在設工認申請をいただいております監視調節こちらいずれかえ発することとしてございます。この値は 3 号機へ運ぶということになればですね。
1:01:38	主
1:01:39	対象設備が竣工後、3 号機のちょうどよい大間事務確保した上で、この当該の構内移送容器を用いてご遠慮を行うとしたいと。
1:01:51	いうふうに考えてございます。
1:01:53	0 へ燃料をシズメ燃料ピットで貯蔵することについてはですね、前回
1:01:59	ご確認いただいたポイントにはなるんですけども、その他号炉の漏えい燃料を大間 3 号炉に持ってって貯蔵することにつきましてはその評価の安全性の評価に包絡されるというふうに考えてございまして、また今回コメントすることを考えている声燃料は他の沈み飲料と同様に扱えることができるかと。
1:02:18	いうふうに考えているんですけども、漏えい燃料をプレス構えには同じ層を改めてですね。外観上に有害な変形及び損傷がないことも確認することとしたいと思います。
1:02:31	つまりですねそう漏えい燃料の輸送に際しては、燃料の取り扱いと
1:02:37	3 号系のその輸送等、
1:02:40	あとは 3 号議案の貯蔵という作業が発生するんですけども。
1:02:44	取り扱い等、徴することについては問題ないと考えているんですけども、その輸送に関してですね、少し前提が変わってきますので排出計画の中で説明したいと。
1:02:55	いうことは前回ご説明させていただきました。
1:02:59	今後の対応としてはですね、これまで御説明した通りですね、本年急ぎは 12 号と
1:03:06	この共用設備として来時計画の認可を取得している一方で、12 号はもうすでに廃止措置段階であることから、この説明については廃止措置計画の中で、安全性について御説明させていただきたいというふうに考えてございます。

1:03:24	現在ですね、行いそういう危機に漏えい燃料を収納するということについての 安全性解析安全解析につきましては、検討中でございますので、
1:03:37	こちら準備できた段階で安全性についても御説明させていただきたいと。
1:03:42	いうこととしておりますが、別途御説明させていただいている通りですね。排泄 計画の中にこの年数既往性能維持施設維持施設として、維持管理していくと。
1:03:54	いうことに合わせてですね今回そのご紹介させていただいたへ漏えい燃料運 べるということについての安全性を今後紹介、それから、御説明させていただ きたいということで現在
1:04:08	今準備を進めているという状況でございます。説明以上です。
1:04:14	。
1:04:15	はい、規制庁ミキヤです。こちらの資料も特に変更がないですね前回から、
1:04:22	施行電力タニグチs変更ございません。
1:04:26	一応こちらとしても、今後廃止措置の中で、こういった御説明をいただくとい うところについては特段意見。
1:04:35	としては違う意見はないかなと思います。詳細については、実際に変更申請が なされた後に、その技術基準の適合性という観点から、
1:04:45	確認をさせていただくのかなあと多分3号炉があるから、設置許可も必要では ないかとか、そういったところも確認事項であったのかなと思いますが廃止措 置の中で確認させていただくと、それはこの構内輸送容器で12号炉の設備で あると。
1:05:00	いった点からかなと思っておりますがそれについては特段異なる意見はない かなと思っております。
1:05:09	ありがとうございます。引き続きよろしく申し上げます。
1:05:14	一応、
1:05:19	はい。規制庁側からは以上になりますけれども、
1:05:24	そのほか何か四国電力さんございますか。
1:05:31	四国電力コニシです。と事業者、四国電力からは、特には等ございません。
1:05:38	はい。それではこれ。
1:05:41	檀のほうを終了したいと思えます。ありがとうございました。
1:05:45	どうもありがとうございました。ありがとうございました。